

教 育 委 員 会 議 事 録

(令和3年度 教育委員会 第1回臨時会)

開会 令和3年5月18日(火)

閉会 令和3年5月18日(火)

午前10時00分

午前10時27分

場所 西宮市役所東館 801 会議室

出席委員	教育長 重松 司郎 委員 側垣 一也 委員 長岡 雅美 委員 藤原 唯人 委員 山本 幸夫	欠席委員		
会議に出席した職員	職	氏名	職	氏名
	教育次長	藤井 和重	学校教育課長	都志 啓二
	教育次長	佐々木 理	教育企画課係長	瀧井 佑介
	教育総括室長	薩美 征夫	教育総務課係長	青木 威
	参与(人事担当)	八橋 徹		
	参与(教育政策推進担当)	岡崎 州祐		
	学校支援部長	吉田 巖一郎		
	学校教育部長	漁 修生		
	教育総務課長	竹村 一貴		
	教育企画課長	原田 博司		
署名	教育長	委員		

付 議 案 件

<議 題>

- | | | |
|--------|------------------------------------|---------|
| 議案第6号 | 令和4年度使用西宮市立学校教科用図書の採択に関する基本方針の決定の件 | (学校教育課) |
| 議案第7号 | 義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件 | (学校教育課) |
| 議案第8号 | 西宮市立西宮高等学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件 | (学校教育課) |
| 議案第9号 | 西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件 | (学校教育課) |
| 議案第10号 | 西宮市立西宮養護学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件 | (学校教育課) |

以 上

傍 聴

1名

重松教育長	<p>ただいまより、令和3年度 第1回 教育委員会臨時会を開催します。議事録署名委員には、長岡委員を指名します。よろしくお願いします。</p> <p>ここで、各委員に確認します。</p> <p>本日は傍聴希望者が1名おられます。</p> <p>会議は公開が原則ですが、議案第7から10号は委員名を公開することによって、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるなど、今後の選定に支障を来す恐れがあるため、非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、非公開とします。</p> <p>審議の順番についてですが、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移りたいと思います。</p> <p>議案第6号「令和4年度使用西宮市立学校教科用図書の採択に関する基本方針の決定の件」を議題とします。</p> <p>学校教育課長、お願いします。</p>
学校教育課長	<p>議案第6号について、説明をさせていただきます。</p> <p>お手元の資料2ページをお開けください。</p> <p>令和4年度使用西宮市立学校教科用図書の採択に関する基本方針についてでございます。この基本方針につきましては、平成26年度に根拠法令、採択権者、採択に関わる各組織の役割を明確にし、構成を一新いたしました。その後この構成を踏襲しつつ、教科書無償措置法一部改正に伴い、「義務教育諸学校教科用図書採択地区協議会」の名称を「義務教育学校教科用図書選定委員会」に変更するなど、適宜変更を加えてまいりました。</p> <p>今年度の基本方針も昨年度までの構成にのっとりつつ上で必要な点について変更しております。</p> <p>まず1では、根拠法令や教育委員会が採択権者であることを述べております。</p> <p>次の2では、本年度の校種ごとの教科書の採択について述べております。</p> <p>まず(1)でございます。今年度、小学校、義務教育学校前期課程の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の定めるところにより、前年度採択をした教科書を採択いたします。</p> <p>続いて(2)中学校、義務教育学校後期課程の教科書につきましては、社会(歴</p>

史的分野)を除いて、前年度採択した教科用図書を採択いたします。社会(歴史的分野)につきましては、教科用図書検定規則第12条の規定による再申請により、文部科学大臣の検定を経て、自由社の「新しい歴史教科書」が新たに発行されることから、無償措置法施行規則第6条第3号により、新たに採択替えを行うことが可能となりました。このことについて、昨年度、中学校、義務教育学校後期課程の教科用図書については、西宮市の実態を十分に考慮し、西宮市の生徒にとって最適な教科用図書が採択されております。

そして、今年度よりその使用や活用が始まりました。各校においては、4年間を見据えた教科計画、指導計画が立てられその活用が始まっております。

一方で、自由社の教科用図書が西宮市の子どもたちにとって、最適であれば採択をするという選択肢もございます。

ここで資料の8ページをお開けください。

参考資料6、兵庫県教育委員会の「義務教育諸学校における令和4年度使用教科用図書の採択に関する基本方針」でございます。

こちらの2、採択する教科用図書の(2)をご覧ください。

中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程についての2行目、社会(歴史的分野)については、自由社の「新しい歴史教科書」が発行されることから、新たに採択替えを行うことが可能であること。その際、県教育委員会において行う、社会(歴史的分野)の調査研究資料を参考に判断すること。また、採択替え後の教科書を採択する期間は、同一の教科書を採択しなければならない期間として無償措置法施行令第15条第1項に規定する4年間から採択前の期間これは1年になりますが、控除した期間3年になりますその期間であること。

と記されております。この県の基本方針を基に、今回、社会科(歴史的分野)の採択替えを行うか否か、これについてまずご審議、ご判断のほどをお願いしたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

まずここで、その基本方針にのっとり採択替えを行うかどうかについて確認をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

重松教育長

今、話をすることは、採択替えを行うかどうかを決めるではなく、調査研究をするのかしないのかでしょう。県から来ているので、調査研究をして、それで採択替えをするかしないかを最終的に決定する。だから今ここで決めるのではなくて、県からの調査資料がおりてきて、それを受けて、この次の採択のところで、決定

学校教育課長	<p>するという形なので、今日は、こうやりますよという提案の形ではないかと思えます。</p> <p>中学校の教科書については、そういうことで、調査研究資料で採択するという方向で、よろしいかということですね。</p> <p>はい、そのように考えております。県の基本方針を基に社会（歴史的分野）の採択替えについて、進めてまいりたいと考えております。元に戻っていただけますでしょうか、2ページでございます。</p> <p>2の（2）でございます。3行目まで確認させていただきましたが、3行目の最後からです。確認いただいた方針、県の方針にのっとりまして、県の教育委員会において行う社会（歴史的分野）調査研究資料を基に採択するという方針を立てております。</p> <p>続いて、3でございます。</p> <p>小学校、中学校、義務教育学校の特別支援学級用の一般図書につきましては、毎年の採択替えとなっておりますので、今年度も採択替えを行います。</p> <p>高等学校及び特別支援学校の教科用図書についても、毎年の採択替えとなっておりますので、今年度も採択替えを行います。</p> <p>続いて3では、採択に関する組織について述べております。</p> <p>これは、3ページをご覧いただいた方がいいかと思えますので、お開けください。この図の中央辺り、義務教育諸学校教科用図書選定委員会が位置しております。ここが一般図書を含めた小中学校・義務教育学校の教科用図書について、教育委員会が採択を行うための資料として、調査研究結果をまとめ、報告するのがこの選定委員会となります。</p> <p>その下でございます。また、調査研究を行って選定委員会に報告する調査委員会を設けます。今年度は、一般図書の調査委員会を設けます。</p> <p>なお、中学校・義務教育学校後期課程の社会（歴史的分野）の調査研究については、県の基本方針にのっとり、県教育委員会において行う社会（歴史的分野）の調査研究資料を基に行います。その際には、昨年度県教育委員会において行った社会（歴史的分野）の調査研究資料も基にすることを申し添えます。</p> <p>続きまして、その図の右側でございますが、高等学校及び特別支援学校の教科書採択につきましては、各校の教科用図書選定委員会が教育委員会に採択を申請し、教育委員会が採択をいたします。</p> <p>2ページにお戻りください。</p>
--------	---

	<p>4でございます。採択に当たっての公正確保の旨を述べております。</p> <p>過去には、教科書会社が検定中の教科書を教員らに見せて、謝礼を渡していた事案が発覚し、大きな問題となりました。この問題を受けて、一般社団法人教科書協会では、平成28年9月9日に教科書発行者行動規範を制定し、教科書に対する信頼を損ねる事態を生じさせないよう各教科書発行者にて取り組んでいるとのことです。</p> <p>また、今週には文部科学省から、教科書採択における公正確保の徹底について通知が出され、市立学校については4月7日付にて通知をいたしました。</p> <p>採択関係者のみならず、全ての学校関係者に教科書発行者との適切な関係及び公正確保について改めて徹底を図っているところでございます。</p> <p>なお、ご覧いただいている資料の4ページから17ページまでに関しましては、県等の資料また基本方針に関連する法令を添付しております。こちらはご覧おきください。</p> <p>説明は以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
重松教育長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>今のところで、先ほど言った8ページをもう一度ご覧ください。</p> <p>本来であれば、小学校・中学校の教科書はすでに採択が終わり決定しているわけですが、今回、国、それから県を通して社会科の歴史的分野について、自由社の「新しい歴史教科書」が発行されたことから、新たに採択替えを行うことが可能であるという通知がありました。その際に県教育委員会は、社会（歴史的分野）の教科資料も参考に判断することとしておりますので、今後その資料が出てくると思っています。それを基に採択替えをするのか、そのままで行くのかということ判断したいと思っております。</p> <p>ですから今回は、この基本方針に基づいて行うということについて、ご了解いただけるかということですので、それにつきまして何かご意見ありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
山本教育委員	<p>確認ですが、歴史的分野の調査委員会を市としては設定しないということですね。そうすると17ページの、調査委員決定、調査委員会、これは高校や特別支援学校の調査委員会ということになるのですか。その2つを確認させてください。</p>
学校教育課長	<p>今回示させていただいた基本方針につきましては、社会科の歴史的分野について</p>

重松教育長	<p>調査委員、調査委員会を置かないということを考えております。</p> <p>また17ページにある日程表については、一般図書に関しましては調査委員会を組織して進めてまいるといってございまして、よろしくお願ひいたします。</p> <p>ほかにはございせんか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第6号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、原案は可決されました。</p> <p>では、これより非公開案件に移ります。</p> <p>恐れ入りますが、傍聴の方は、ここで退出をお願いいたします。</p> <p>(傍聴者退出)</p>
重松教育長	<p>では、議案第7号「義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件」、議案第8号「西宮市立西宮高等学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件」、議案第9号「西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件」、議案第10号「西宮市立西宮養護学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件」を一括して議題とします。</p> <p>学校教育課長、お願いします。</p>
学校教育課長	<p>では、議案第7号から第10号について、説明をさせていただきます。</p> <p>この4つの議案はいずれも教科書採択にかかる選定委員会の構成員についてでございます。この4つの組織はいずれも教育委員会の附属機関となっております。</p> <p>附属機関の委員は、所属する執行機関の委嘱を必要といたしますので、本会議において審議をお願いいたします。</p> <p>各選定委員会の委員の説明をいたします。</p> <p>まず、議案第7号の義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員です。</p> <p>上限は9名で、その構成は学識経験者、保護者代表、関係行政機関職員となっております。</p> <p>1番に委嘱委員のお名前がございましてけれども、学識経験者は、教育系の学部・学科を設置している市内の大学からの推薦者1名。保護者代表は、PTA協議会</p>

からの推薦者2名が参加いたします。関係行政機関職員として、小学校長1名、中学校長1名、小学校教員1名、中学校教員1名、事務局より学校教育課の課長と係長が参加をいたします。

続いて、議案第8号の西宮高校の選定委員会委員でございます。

2ページをお開けください。

上限が15名と定められており、西宮高校の校長より学識経験者、保護者代表、関係行政機関職員を15名推薦していただいております。

学識経験者の大阪市立大学の添田教授は、西宮高校の学校評議員を務められたこともあり、西宮高校の生徒の様子もよく理解いただいております。

保護者代表の山内様は、PTA代表でおられます。

野川校長以下は、西宮高校の教員です。大橋教頭、油井教頭、次の大西明文教諭は国語科教科主任、小川教諭は歴史公民科教科主任、大西学教諭は数学科教科主任、岩田教諭は理科教科主任、吉竹教諭は保健体育科教科主任、浜田教諭は英語科教科主任、古川教諭は家庭科教科主任、河野教諭は情報科教科主任、坂上教諭は教務部主任、大崎教諭は教務部の教科書担当の職員でございます。

続きまして、議案第9号西宮東高校の選定委員会委員でございます。

上限15名と定められており、西宮東高校の校長より学識経験者、保護者代表、関係行政機関職員15名を推薦いただいております。

学識経験者の向田先生は元親和中学校・親和女子高等学校の校長であり、教育について広い見識を持たれております。

今村様は保護者代表です。

中村校長以下は、西宮東高校の職員です。霜澤教頭、齋藤教頭、次の牛谷教諭は教務部主任、高儀教諭は国語科教科主任、齋藤教諭は地歴公民科教科主任、谷口教諭は数学科教科担当、松谷教諭は理科教科主任、竹井教諭は保健体育科教科主任、中下教諭は家庭科教科主任、鈴木教諭は人権教育主任、倉原教諭は英語科教科主任、辻教諭は教務部の教科書担当職員でございます。

続いて、議案第10号西宮養護学校の選定委員会委員でございます。

上限は18名で、西宮養護学校校長より、学識経験者、保護者代表、関係行政機関職員を16名推薦していただいております。

学識経験者の中村先生は、元西宮養護学校の校長で特別支援教育に造詣が深く教育相談や講演などの活動をされております。

保護者代表の鯉田様は、PTA会長です。

坂口校長以下は、西宮養護学校の教員です。渡邊教頭、山根教頭、次の福森主幹

<p>重松教育長</p>	<p>教諭は生活科主任・小学部6年主任、次の本山主幹教諭は国語科担当・教務主任、生子主幹教諭は美術科担当・中学部3年主任、中村教諭は生活科担当、市田教諭は理科主任、吉岡教諭は音楽科担当、吉田教諭は数学科担当・中学部2年主任、山口教諭は数学科担当・高等部担当、嘉本教諭は技術家庭科主任、弘中教諭は図画工作科及び美術科主任、渡辺教諭は保健体育科担当でございます。</p> <p>説明は以上です。審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>山本教育委員</p>	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
<p>重松教育長</p>	<p>先ほどの中学校の歴史的分野教科書に関してですが、この調査委員会はありませんよね。そうすると、議案第7号の選定委員会は、中学校の歴史的分野にかかわることの選定委員会だと解釈したのですが、それで合っているのでしょうか。</p>
<p>山本教育委員</p>	<p>議案第7号は、調査選定員であって、要するに教科書の選定をするものではありません。教科書の採択を、例えば西宮高校はこうやります、東高校はこうやります、特別支援学校はこうやりますとでてくるので、そのやり方でいいのですかということ。そこから挙がってきたものについて、それを教育委員会にかけますよという、その部分だけです。</p>
<p>重松教育長</p>	<p>これは義務教育諸学校の教科用図書に関するものですよ。</p>
<p>山本教育委員</p>	<p>義務教育学校の分です。高等学校とそれから養護学校の高等部は直接挙がってきます。</p>
<p>重松教育長</p>	<p>分かりました。</p> <p>ほかにはよろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第7号から議案第10号については原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p>

重松教育長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>では、以上で予定されていた議題は全て終わりましたので、これをもちまして第1回の教育委員会臨時会を閉会します。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>(終了)</p>
-------	---